

平成22年からの上場株式・公募株式投資信託の譲渡益 配当金等に関する税制について

平成22年からの特定口座の取扱い(損益通算等)に関するQ&A

質 問	回 答
Q1 特定口座（源泉徴収あり）で自動的に損益通算されるとはどのようなことですか。	その年の1月1日から12月31日までの間に、特定口座（源泉徴収あり）に公募株式投資信託の収益分配金を受け入れた場合、その特定口座において、投資信託の譲渡損失があるときは、受け入れた収益分配金の額から当該譲渡損失の金額を控除した残額に対して源泉徴収を行うこととなります。
Q2 投資信託の収益分配金はすべて受け入れの対象になるのですか。	公募株式投資信託の収益分配金については普通分配金が受入の対象となります。
Q3 確定申告を行う必要はないのですか。	当行以外の金融機関等における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得と損益通算する場合、上場株式等の譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となっている損失と損益通算する場合又は配当控除の適用を受ける場合（この場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算は不可）などは確定申告が必要となります。
Q4 「源泉徴収なし」の特定口座や「一般口座」で生じた譲渡損失は、収益分配金と自動的に損益通算できないのですか。	口座内における自動的な損益通算は出来ませんので、確定申告により損益通算を行うこととなります。
Q5 公募株式投資信託の譲渡益は損益通算の対象となりますか。	平成21年からの税制改正により、公募株式投資信託の解約益・償還益は、配当所得ではなく譲渡所得として扱われることとなりましたので損益通算の対象となります。
Q6 「源泉徴収なし」の特定口座について損益通算を行うためにはどのような手続きが必要ですか。	平成22年1月1日現在、当行に特定口座を開設しているお客さまについては、22年1月1日から同年12月31日までの間に「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出していただく必要があります。 なお、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」については「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出をもって提出されたものとみなすこととなります。
Q7 既に特定口座（源泉徴収あり）を開設していますが、別に手続きが必要ですか。	平成22年1月1日現在、特定口座（源泉徴収あり）を開設されているお客さまについては、源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の提出があったものとみなされ、自動的に損益通算されることとなります。